

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 3 年 8 月 30 日（諮問第 153 号）

答申日：令和 4 年 3 月 30 日（答申第 153 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 3 年 4 月 18 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「次の路線価計算書の算定評価基礎資料 / 路線価付設業者の専門的意見書 ○○, ○○, ○○, ○○, ○○, ○○, ○○」を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、同月 28 日付け北九財税固第 66 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、「作成して開示する」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見聴取で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 路線価計算書の数値が正確であることを前提に画地の土地評価計算が行われている。納税者からその計算書の算定根拠を問われた場合、業者に基礎資料の提示や意見書の提出を当然に求めるべきで、存在していなければ作成を指示すべきである。
- (2) 路線価計算書に関して、算定根拠の揭示が必要であり、算定するには根拠・基礎資料があるはずである。市の判断は定性的であり判定根拠が見当たらない。なお、路線価計算書○○と○○は錯誤があり、開示請求の対象外とする。
- (3) 争点は、本件対象文書の必要性に関する疑義であり、市がそれらを作成・取得・保有しているか否かではない。
- (4) 路線価計算書を読み解くためには専門的意見書の開示が必要であり、作成・保持していないのならば、専門業者等に作成を指示して開示すべきである。
- (5) 市は、条例第 3 条第 2 項により、情報の公開に関する「市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重する」ようにお願いしたい。

第 3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和 3 年 4 月 18 日付けで、審査請求人より条例第 5 条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同月 28 日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として同年 6 月 11 日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 作成も保有もしていない文書について「作成して開示する」との裁決を求めることは、情報公開制度の趣旨から外れている。
- (2) 本件対象文書は処分庁において、当然、作成・取得・保有しているものであると考えていると思われるが、これらの文書は作成・取得・保有していないので、本件処分は適法である。
- (3) 路線価計算書の各要因に記載している数値等が基礎資料そのものである。よって、別途算定評価基礎資料を作成、取得する必要はない。
- (4) 最終的な路線価は、市と委託業者での調整・検討を経て決定している。また、路線価については、路線価計算書により算出しており、各要因は基礎となった数値等であるため、別途路線ごとの専門的意見書を作成、取得する必要はない。専門的意見書の作成は、本市と委託業者との委託契約において必要としているものではなく、法令等において作成することとされていない。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 3 年 8 月 30 日 諮問の受付
- ② 令和 3 年 11 月 16 日 審議
- ③ 令和 3 年 12 月 23 日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和 4 年 2 月 3 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑤ 令和 4 年 3 月 7 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、路線価計算書(〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇, 〇〇)の算定評価基礎資料及び路線価付設業者の専門的意見書である。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 市の情報公開制度において、行政文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとされている。また、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に個人に関する情報等が記載されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならないとされている。

(2) このことを前提に、本件についてみると、審査請求人は、「市の判断は定性的であり判定根拠が見当たらない」「路線価計算書を読み解くためには専門的意見書が必要」「本件対象文書を作成・保持していないのであれば作成して開示すべき」「市民の行政文書の開示を請求する権利を十分尊重するようにお願いしたい」と主張している。

これに対して、処分庁は、「路線価計算書の各要因に記載している数値等が基礎資料そのものである」「最終的な路線価は市と委託業者での調整・検討を経て決定しており、専門的意見書を作成・取得する必要はない」「作成も保有もしていない文書について『作成して開示する』ことを求めることは、情報公開制度の趣旨から外れている」と主張する。

(3) この点、審査請求人は、納税者として知りたいと思っているが不明なことについて行政文書の開示を求めているものであるが、処分庁は、本件対象文書は作成も取得もしておらず、組織として保有していないと主張していることについて、著しく不合理なものとはいえず、これを覆す重大な事情があるとも認められない。

(4) なお、審査請求人は、本件対象文書について、作成・保持していないのであれば作成して開示すべきである旨主張するが、条例は、あくまで実施機関が保有している行政文書についての開示を義務付けるものであり、特定の行政文書を新たに作成した上で開示することを義務付けているものではないため、前記の判断が変わるものではない。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本審査請求には理由がないと認められるので、前記第1のとおり、これを是認する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の前記判断を左右するものではない。

5 付帯意見

- (1) 情報公開制度は、前述したように、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものを「行政文書」と定義し、この行政文書を開示請求の対象とすることで、市民に対する行政の説明責任を全うし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的としている。

そして、行政の意思決定や政策判断がどのような理由や目的でなされたものか、それが手続面において関係法令等に従って適正になされたものかを示す行政文書の存在及びその公開は、市政に関し、市民への説明責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする情報公開制度の根幹をなすものである。

以上のことを踏まえた上で、実施機関は、行政文書の開示のほか、情報の提供に関する施策の充実、情報の公表に関する施策の充実等を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めることとされている。

- (2) この点、処分庁は、審査請求に係る手続において、本件対象文書について「作成も取得もしておらず保有していない」と主張しているが、審査請求人に対して、本件対象文書を保有していないことの妥当性を本件開示請求の内容に照らして具体的な根拠に基づき説明し得ていないのではないかと考える。

特に、税金については、個人の財産権に関わるものとして、審査請求人を含む市民の関心が高い分野であると思われる。このため、処分庁におかれては、固定資産税に係る制度の最低限の枠組や基準を公開するなど、専門的で理解が困難な制度であるとしても、市民に対して分かりやすい言葉での説明や情報提供を行うなど適切な対応に努め、市民に対する説明責任が全うされるよう心がけられたい。

北九州市情報公開審査会

会長	阿野寛之
委員	神陽子
委員	熊谷美佐子
委員	中谷淳子
委員	中村智子